# 阪神水道企業団公報

平成30年６月15日㈮
第317号

毎月15日発行


## 目　　次


◇訓　　令◇

○　失業者の退職手当金支給取扱規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

◇告　　示◇

○　阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の当選
○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の当選

◇公　　告◇

○　計装設備機能診断業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　淀川取水場改修工事に伴う電気設備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　水質試験所改修工事詳細設計業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　本庁舎エレベータ設置工事設計業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　冷暖房機　一式　外２件の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　冷暖房機点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　管路更新事業（１期東部久々知分岐）詳細設計業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　管路更新事業（１期東部難波線）基本設計業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　淀川取水場管理棟築造工事詳細設計及び工事監理業務委託の条件付き一般競

争入札（事後審査型）の実施について
○　西宮ポンプ場改修工事その２詳細設計業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　管路更新事業（１期東部大庄線）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　撹拌機点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　尼崎浄水場計算機制御装置取替工事設計業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　沈澱池スラッジ掻き寄せ機並びにフロキュレータ点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　公文書開示制度の運用状況について
○　起重機点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　甲東ポンプ場分析計設置及び甲東ポンプ場分析計取替工事（合併入札）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　センター設備取替工事設計業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

## ◇訓　　令◇

訓令第５号

庁中一般
各　　所

失業者の退職手当金支給取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年６月11日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

失業者の退職手当金支給取扱規程の一部を改正する規程

失業者の退職手当金支給取扱規程（昭和58年訓令第３号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （退職票等の交付）<br>第４条　基本手当に相当する退職手当（規則第10条第１項又は第３項の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職の際、企業長に申請して阪神水道企業団 | （退職票等の交付）<br>第４条　基本手当に相当する退職手当（規則第10条第１項又は第３項の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職の際、企業長に申請して様式第１による |

| | |
|---|---|
| 職員退職票（以下「退職票」という。）及び阪神水道企業団職員の失業者の退職手当受給資格証（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。 | 阪神水道企業団職員退職票（以下「退職票」という。）及び様式第２による阪神水道企業団職員の失業者の退職手当受給資格証（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。 |
| ２　受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、企業長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。 | ２　受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては様式第２の２による受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては様式第２の２による受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、企業長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。 |
| ３　省略 | ３　省略 |
| （受給期間延長の申出） | （受給期間延長の申出） |
| 第７条　規則第10条第１項の規定による申出は、受給期間延長申請書に受給資格証を添えて企業長に提出することによつて行うものとする。ただし、第４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。 | 第７条　規則第10条第１項の規定による申出は、様式第３による受給期間延長申請書に受給資格証を添えて企業長に提出することによつて行うものとする。ただし、第４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。 |
| ２及び３　省略 | ２及び３　省略 |
| ４　企業長は、第１項に規定する申出をした者が規則第10条第１項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。 | ４　企業長は、第１項に規定する申出をした者が規則第10条第１項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に様式第４による受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。 |
| ５　省略 | ５　省略 |
| ⑴及び⑵　省略 | ⑴及び⑵　省略 |
| ６　省略 | ６　省略 |
| （基本手当に相当する退職手当の支給 | （基本手当に相当する退職手当の支給 |

| | |
|---|---|
| 手続）<br>第10条　規則第10条第１項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業認定申告書に受給資格証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の認定を受けなければならない。<br><br>２　省略<br>（公共職業訓練等を受講する場合における届出）<br>第11条　受給資格者は、雇用保険法第15条第３項に規定する公共職業訓練等を受けることとなつたときは、速やかに公共職業訓練等受講届（以下「受講届」という。）及び公共職業訓練等通所届（以下「通所届」という。）を受給資格証に添えて企業長に提出しなければならない。第４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。<br>２から４まで　省略<br>（技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続）<br>第12条　受給資格者は、規則第10条第10項第１号又は同条第11項第１号若しくは第２号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書に受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。第４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。<br><br>２　省略<br>（傷病手当に相当する退職手当の支給手続）<br>第13条　受給資格者は、規則第10条第11項第３号の規定による退職手当の支給を | 手続）<br>第10条　規則第10条第１項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、様式第４の２による失業認定申告書に受給資格証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の認定を受けなければならない。<br>２　省略<br>（公共職業訓練等を受講する場合における届出）<br>第11条　受給資格者は、雇用保険法第15条第３項に規定する公共職業訓練等を受けることとなつたときは、速やかに様式第５による公共職業訓練等受講届（以下「受講届」という。）及び様式第６による公共職業訓練等通所届（以下「通所届」という。）を受給資格証に添えて企業長に提出しなければならない。第４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。<br>２から４まで　省略<br>（技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続）<br>第12条　受給資格者は、規則第10条第10項第１号又は同条第11項第１号若しくは第２号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、様式第６の２による公共職業訓練等受講証明書に受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。第４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。<br>２　省略<br>（傷病手当に相当する退職手当の支給手続）<br>第13条　受給資格者は、規則第10条第11項第３号の規定による退職手当の支給を |

| | |
|---|---|
| 受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書に受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。第４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。 | 受けようとするときは、様式第７による傷病手当に相当する退職手当支給申請書に受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。第４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。 |
| ２　省略 | ２　省略 |
| （高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等） | （高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等） |
| 第15条の２　省略 | 第15条の２　省略 |
| ２　高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、規則第10条第５項の規定による退職手当に係る場合にあつては第17条第１項において準用する第10条第１項の規定による失業の認定を受けた後に、規則第10条第６項の規定による退職手当に係る場合にあつては第17条第１項において準用する第５条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格証を添えて提出し、失業の認定を受けた上、当該高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。 | ２　高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、規則第10条第５項の規定による退職手当に係る場合にあつては第17条第１項において準用する第10条第１項の規定による失業の認定を受けた後に、規則第10条第６項の規定による退職手当に係る場合にあつては第17条第１項において準用する第５条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、様式第９による高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格証を添えて提出し、失業の認定を受けた上、当該高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。 |
| ３　省略 | ３　省略 |
| （特例一時金に相当する退職手当の支給手続等） | （特例一時金に相当する退職手当の支給手続等） |
| 第16条　省略 | 第16条　省略 |
| ２　特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、規則第10条第７項の規定による退職手当に係る場合にあつては第17条第２項において準用する第10条第１項の規定による失業の認定を受けた後 | ２　特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、規則第10条第７項の規定による退職手当に係る場合にあつては第17条第２項において準用する第10条第１項の規定による失業の認定を受けた後 |

| | |
|---|---|
| に、規則第10条第８項の規定による退職手当に係る場合にあつては第17条第２項において準用する第５条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者失業認定申告書（以下「特例受給資格者失業認定申告書」という。）に特例受給資格証を添えて提出し、失業の認定を受けた上、当該特例受給資格者失業認定申告書に特例受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。 | に、規則第10条第８項の規定による退職手当に係る場合にあつては第17条第２項において準用する第５条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、様式第11による特例受給資格者失業認定申告書（以下「特例受給資格者失業認定申告書」という。）に特例受給資格証を添えて提出し、失業の認定を受けた上、当該特例受給資格者失業認定申告書に特例受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。 |
| ３　省略 | ３　省略 |
| （準用）<br>第17条　第４条、第５条前段、第８条第２項、第10条第１項、第14条及び第15条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「規則第10条第１項又は第３項」とあるのは、「規則第10条第５項又は第６項」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「阪神水道企業団職員の失業者の退職手当受給資格証」とあるのは「失業者退職手当高年齢受給資格証」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「規則第10条第１項」とあるのは「規則第10条第５項」と、「失業認定申告書」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書」と、「規則第10条第１項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票及び高年齢受給資格証に係る退職の日の翌日から起算して12月を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手 | （準用）<br>第17条　第４条、第５条前段、第８条第２項、第10条第１項、第14条及び第15条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「規則第10条第１項又は第３項」とあるのは、「規則第10条第５項又は第６項と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「様式第２による阪神水道企業団職員の失業者の退職手当受給資格証」とあるのは「様式第８による失業者退職手当高年齢受給資格証」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「規則第10条第１項」とあるのは「規則第10条第５項」と、「様式第４の２による失業認定申告書」とあるのは「様式第９による高年齢受給資格者失業認定申告書」と、「規則第10条第１項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票及び高年齢受給資格証に係る退職の日の翌日から起算して |

| | |
|---|---|
| 当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。 | 12月を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。 |
| ２　第４条、第５条前段、第８条第２項、第10条第１項、第14条及び第15条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「規則第10条第１項又は第３項」とあるのは、「規則第10条第７項又は第８項」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「阪神水道企業団職員の失業者の退職手当受給資格証」とあるのは「失業者退職手当特例受給資格証」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「規則第10条第１項」とあるのは「規則第10条第７項」と、「失業認定申告書」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書」と、「規則第10条第１項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票及び特例受給資格証に係る退職の日の翌日から起算して６月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。 | ２　第４条、第５条前段、第８条第２項、第10条第１項、第14条及び第15条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「規則第10条第１項又は第３項」とあるのは、「規則第10条第７項又は第８項」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「様式第２による阪神水道企業団職員の失業者の退職手当受給資格証」とあるのは「様式第10による失業者退職手当特例受給資格証」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「規則第10条第１項」とあるのは「規則第10条第７項」と、「様式第４の２による失業認定申告書」とあるのは「様式第11による特例受給資格者失業認定申告書」と、「規則第10条第１項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票及び特例受給資格証に係る退職の日の翌日から起算して６月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。 |
| （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） | （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） |
| 第18条　受給資格者又は規則第10条第15項に規定する者は、同条第11項第４号から第６号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第４号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当（以下 | 第18条　受給資格者又は規則第10条第15項に規定する者は、同条第11項第４号から第６号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第４号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当（以下 |

| | |
|---|---|
| 「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第83条の４に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第２号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、規則第10条第11項第５号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第６号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第１項第１号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第２号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第３号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。第 | 「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第11の２による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第83条の４に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第12による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては様式第12の２による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第２号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第13による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、規則第10条第11項第５号の規定による退職手当にあつては様式第14による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第６号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第１項第１号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第15による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第２号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第15の２による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第３号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第15の３による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に |

| | |
|---|---|
| ４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。 | 相当する退職手当支給申請書に、それぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて企業長に提出しなければならない。第４条第２項ただし書の規定は、この場合について準用する。 |
| ２　省略 | ２　省略 |
| （台帳の備付等）<br>第19条　企業長は、失業者の退職手当支給台帳を受給資格者ごとに作成し、失業者の退職手当を支給したときは、必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。 | （台帳の備付等）<br>第19条　企業長は、様式第16による失業者の退職手当支給台帳を受給資格者ごとに作成し、失業者の退職手当を支給したときは、必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。 |

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成30年６月11日から施行し、平成30年１月１日から適用する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際現に使用している様式については、失業者の退職手当金支給取扱規程第20条の規定に基づき企業長が定めた様式とみなす。

## ◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第３号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年６月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （事務分掌）<br>第７条　部、課等においては、次の事務 | （事務分掌）<br>第７条　部、課等においては、次の事務 |

| | |
|---|---|
| を分掌する。 | を分掌する。 |
| 総　務　部 | 総　務　部 |
| 総　務　課 | 総　務　課 |
| 総　務　係 | 総　務　係 |
| ⑴～⑳　省略 | ⑴～⑳　省略 |
| 職　員　係 | 職　員　係 |
| ⑴～⑪　省略 | ⑴～⑪　省略 |
| 契　約　係 | 契　約　係 |
| ⑴　物品の調達、売却、貸借及び修理の契約に関すること。ただし、１件50万円以下の物品の購入及び修繕（貯蔵品及び固定資産に係るものを除く。）に係るものを除く。 | ⑴　物品の調達、売却、貸借及び修理の契約に関すること。ただし、１件50万円以下の物品の購入及び修繕（施設の維持補修に係る材料、貯蔵品及び固定資産に係るものを除く。）に係るものを除く。 |
| ⑵～⑸　省略 | ⑵～⑸　省略 |
| 経営管理課 | 経営管理課 |
| 経営管理係 | 経営管理係 |
| ⑴～⑹　省略 | ⑴～⑹　省略 |
| 出　納　係 | 出　納　係 |
| ⑴～⑸　省略 | ⑴～⑸　省略 |
| 管　財　係 | 管　財　係 |
| ⑴～⑹　省略 | ⑴～⑹　省略 |
| 企画調整課 | 企画調整課 |
| 企画調整係 | 企画調整係 |
| ⑴～⑪　省略 | ⑴～⑪　省略 |
| 経営企画係 | 経営企画係 |
| ⑴～⑸　省略 | ⑴～⑸　省略 |
| 技　術　部 | 技　術　部 |
| 浄水計画課 | 浄水計画課 |
| 事　務　係 | 事　務　係 |
| ⑴～⑸　省略 | ⑴～⑸　省略 |
| 浄水管理係 | 浄水管理係 |
| ⑴～⑽　省略 | ⑴～⑽　省略 |
| 計　画　係 | 計　画　係 |
| ⑴～⑸　省略 | ⑴～⑸　省略 |
| 施設管理課 | 施設管理課 |
| 企　画　係 | 企　画　係 |
| ⑴～⑪　省略 | ⑴～⑪　省略 |

| | |
|---|---|
| 電気設備係<br>⑴～⑸　省略<br>機械設備係<br>⑴～⑶　省略<br>工　務　課<br>施設整備係<br>⑴～⑷　省略<br>管路整備係<br>⑴～⑵　省略<br>管路維持係<br>⑴～⑶　省略<br>浄水管理事務所<br>総　務　課<br>⑴～⑶　省略<br>浄　水　課<br>⑴～⑶　省略<br>施　設　課<br>⑴～⑶　省略<br>所管区域は、次に掲げるとおりとする。<br>⑴～⑶　省略<br>送水センター<br>事　務　係<br>⑴～⑶　省略<br>送　水　係<br>⑴～⑺　省略<br>施　設　係<br>⑴～⑵　省略<br>所管区域は、次に掲げるとおりとする。<br>⑴～⑹　省略<br>水質試験所　省略<br>調　査　係<br>⑴～⑶　省略<br>検　査　係<br>⑴～⑶　省略 | 電気設備係<br>⑴～⑸　省略<br>機械設備係<br>⑴～⑶　省略<br>工　務　課<br>施設整備係<br>⑴～⑷　省略<br>管路整備係<br>⑴～⑵　省略<br>管路維持係<br>⑴～⑶　省略<br>浄水管理事務所<br>総　務　課<br>⑴～⑶　省略<br>浄　水　課<br>⑴～⑶　省略<br>施　設　課<br>⑴～⑶　省略<br>所管区域は、次に掲げるとおりとする。<br>⑴～⑶　省略<br>送水センター<br>事　務　係<br>⑴～⑶　省略<br>送　水　係<br>⑴～⑺　省略<br>施　設　係<br>⑴～⑵　省略<br>所管区域は、次に掲げるとおりとする。<br>⑴～⑹　省略<br>水質試験所　省略<br>調　査　係<br>⑴～⑶　省略<br>検　査　係<br>⑴～⑶　省略 |

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引か

れた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成30年６月８日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成30年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの間において、総務部総務課契約係において１件50万円以下の施設の維持補修に係る材料を購入した場合における当該事務の分掌については、この規程による改正後の阪神水道企業団分課規程第７条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## ◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第４号

下記の者は、平成30年５月21日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成30年５月21日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

北　山　照　昭

---

阪神水道企業団告示第５号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成30年５月21日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

１　選挙する期間　　平成30年５月21日から
　　平成30年６月20日まで
１　選挙する議員数　　１名
１　選挙する市　　宝塚市

---

阪神水道企業団告示第６号

平成30年５月22日宝塚市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成30年５月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

嶽　下　正　彦

---

阪神水道企業団告示第８号

下記の者は、平成30年６月８日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成30年６月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

松　木　義　昭

---

阪神水道企業団告示第９号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成30年６月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

１　選挙する期間　　平成30年６月８日から
　　平成30年７月７日まで
１　選挙する議員数　　１名
１　選挙する市　　芦屋市

---

阪神水道企業団告示第10号

平成30年６月８日芦屋市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成30年６月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

徳　田　直　彦

---

## ◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月17日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委施第11号
　　委託名　　計装設備機能診断業務委託

⑵　委託場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
　　淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
　　西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）

⑶　委託概要　　企業団施設において、故障すれば即座に水供給継続に影響する計装設備についての調査及び評価を行うものである。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月15日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタ

ント）を有し、かつ建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の登録を受けていること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、施設能力10万㎥／日以上の水道施設の計装設備及び制御システムの設計業務委託を受注した実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年５月23日㈬　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年５月25日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

エ　入札参加資格３⑵アに記載する者であることを証明する書類の写し

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年５月31日㈭まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年６月１日㈮　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月17日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　淀改第３号
　　工 事 名　　淀川取水場改修工事に伴う電気設備工事

⑵　工事場所　　淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）

⑶　工事概要　　淀川取水場改修工事に伴う電気設備工事の撤去、新設及び配線工事を行う。また、センター設備改造及びこれらに係る試験調整を行う。

ア　主要機器の設計、製作　　一式
イ　センター設備ソフトウェア改造費　　一式
ウ　撤去、据付工　　一式
エ　配線工　　一式
オ　試験調整工　　一式
カ　センター設備工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成32年３月20日㈮まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、施設能力10万㎥／日以上のポンプ場又は浄水場施設の電気設備工事を施工した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年５月24日㈭　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年５月28日㈪に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月４日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記

載のこと。）

(ｲ)　上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月１日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1)　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月５日(火)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年６月６日(水)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2)　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年６月７日(木)　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月17日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委水第２号
　　委 託 名　　水質試験所改修工事詳細設計業務委託
⑵　委託場所　　水質試験所（尼崎市田能５丁目11番１号）
⑶　委託概要　　水質試験所改修工事を実施するに当たり、基本設計及び詳細設計を行う。
　ア　基本設計　　一式
　イ　詳細設計　　一式
⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月29日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格
　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　共通資格要件事項
　「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
　ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント及び建築士）を有し、かつ建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の登録並びに建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所の両方の登録を受けていること。
　イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、施設能力10万 $m^3$/日以上の水道施設における基本設計又は詳細設計の業務を受注した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問
　設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。
⑴　受付期限　　平成30年５月24日㈭　午後５時00分まで
⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年５月28日㈪に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　入札参加資格３⑵アに記載する者であることを証明する書類の写し

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月４日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月１日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月５日㈫午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年６月６日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通

知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年６月７日㈭　午前10時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月17日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委施第12号
　　委 託 名　　本庁舎エレベータ設置工事設計業務委託

⑵　委託場所　　本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）

⑶　委託概要　　本庁舎エレベータ設置工事を実施するに当たり、基本設計及び詳細設計を行う。

ア　基本設計　　一式

イ　詳細設計　　一式

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月29日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道

企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント及び建築士）を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所の登録を受けていること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年５月24日㈭　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年５月28日㈪に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

5　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　入札参加資格３⑵に記載する者であることを証明する書類の写し

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月４日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。

郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ)　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ)　上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月１日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1)　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月５日(火)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年６月６日(水)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2)　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年６月７日(木)　午前10時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月18日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　冷暖房機　一式　外２件

⑵　納入場所　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）

⑶　概　　要　　冷暖房機の購入（仕様書のとおり）

⑷　納入期限　　平成30年９月29日㈯

⑸　支払方法　　完納払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　免除

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：管工事）を有していること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（078-431-2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年５月24日㈭　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年５月28日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成30年５月31日㈭まで（必着）
７　開札の日時、場所等
⑴　日　　時　　平成30年６月１日㈮　午後１時45分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室
⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項
⑴　起工番号　　工管事第10号
　　工 事 名　　冷暖房機点検整備工事
⑵　工事場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
⑶　工事概要　　猪名川浄水場及び尼崎浄水場に設置している冷暖房機の点検整備を行う。
⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成30年９月28日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道

企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：管工事）の登録を受けていること。

4　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

5　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年６月１日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年６月５日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

㈠　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

㈡　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年６月11日㈪まで（必着）

7　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年６月12日㈫　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委工第７号
　　委 託 名　　管路更新事業（１期東部久々知分岐）詳細設計業務委託
⑵　委託場所　　尼崎市南塚口町４丁目５番65号（尼崎浄水場）～尼崎市名神町２丁目19番地先
⑶　委託概要　　管路更新事業（１期東部久々知分岐）の詳細設計を行う。
⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月22日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の登録を受けていること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、φ400以上の管路更新工事詳細設計業務を受注した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年５月31日㈭　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年６月４日㈪に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　入札参加資格３⑵アに記載する者であることを証明する書類の写し

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月11日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月８日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月12日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成30年６月13日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年６月14日㈭　午前10時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委工第８号

委 託 名　　管路更新事業（１期東部難波線）基本設計業務委託

⑵　委託場所　　尼崎市名神町１丁目12番地先～尼崎市西難波町４丁目11番地先

⑶　委託概要　　管路更新事業（１期東部難波線）の基本設計を行う。
⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月22日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の登録を受けていること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、φ400以上のダクタイル鋳鉄管による管路更新工事の基本設計又は詳細設計の業務を受託した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年５月31日㈭　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成30年６月４日㈪に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）
㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
㈢　入札参加資格３⑵アに記載する者であることを証明する書類の写し

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月11日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月８日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月12日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成30年６月13日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年６月14日㈭　午前10時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委工第５号
　　委 託 名　　淀川取水場管理棟築造工事詳細設計及び工事監理業務委託

⑵　委託場所　　淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）

⑶　委託概要　　淀川取水場管理棟築造工事の詳細設計及び工事監理（重点管理）を行う。

　ア　詳細設計業務　　一式
　イ　工事監理業務（重点管理）　　14か月

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成32年５月30日㈯まで

⑸　支払方法　　３回払い（中間２回）

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント及び建築士）を有し、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所の登録を受けていること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、水道施設の建築構造物耐震改修の詳細設計及び工事監理の業務を受注した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年５月31日㈭　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年６月４日㈪に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈎　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈏　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈐　入札参加資格３⑵アに記載する者であることを証明する書類の写し

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月11日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈎　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈏　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月８日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月12日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成30年６月13日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年６月14日㈭　午前11時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委工第６号

委 託 名　　西宮ポンプ場改修工事その２詳細設計業務委託

⑵　委託場所　　西宮ポンプ場（西宮市室川町２丁目32番）

⑶　委託概要　　西宮ポンプ場改修工事その２（第２配水池、ポンプ井及び場内配管）の詳細設計を行う。
⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月22日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門で登録を受けていること。

イ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、水道施設の耐震改修詳細設計業務を受託した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年５月31日㈭　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成30年６月４日㈪に入札公告ページに掲載する。
　　入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）
㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
㈢　入札参加資格３⑵アに記載する者であることを証明する書類の写し

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月11日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月８日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月12日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成30年６月13日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年６月14日㈭　午前11時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年５月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　管更第１号
　　工 事 名　　管路更新事業（１期東部大庄線）

⑵　工事場所　　尼崎市浜田町３丁目地先～菜切山町地先

⑶　工事概要　　１期東部配水管（大庄線）の管路更新工事を行う。

ア　土工　　一式
イ　管材費　　ダクタイル鋳鉄管　φ400～φ100　L=601.9m
　　ステンレスフレキ管　300A　L= 42.8m
ウ　据付及び継手工　　一式
エ　既設管撤去工　　一式
オ　舗装工　　一式
カ　付帯工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成31年12月20日㈮まで

⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑹　前 金 払　　あり

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）で登録を受けていること。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が951点以上で、本契約予定日（平成30年６月下旬）まで有効期間があること。

ウ　平成20年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、φ300以上の耐震継手を有する管布設工事の施工実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年６月５日㈫　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年６月８日㈮に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月18日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ)　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ)　上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月15日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1)　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月19日(火)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年６月20日(水)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2)　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年６月21日(木)　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年６月１日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第６号
　　工事名　　撹拌機点検整備工事
⑵　工事場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
⑶　工事概要　　猪名川浄水場Ⅰ系再凝集混和池撹拌機及びⅡ系急速混和池撹拌機の点検整備を行う。

猪名川浄水場
　Ⅰ系再凝集混和池撹拌機（１号）
　　立型撹拌機　プロペラ１段　電動機出力15kW　１台
　Ⅱ系急速混和池撹拌機（７，８号）
　　立型撹拌機　プロペラ１段　電動機出力5.5kW　２台

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成30年12月21日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格
　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　共通資格要件事項
　「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。
⑵　個別資格要件事項
　ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）の登録を受けていること。
　イ　実施予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、施設能力10万㎥/日以上の水道施設における機械設備の点検整備を施工した実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付
　企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問
　設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲

載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年６月８日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年６月12日㈫に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

㈠　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

㈡　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

㈢　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈣　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年６月19日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年６月20日㈬　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年６月１日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委施第14号

委 託 名　　尼崎浄水場計算機制御装置取替工事設計業務委託

⑵　委託場所　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）

⑶　委託概要　　尼崎浄水場の監視制御装置の取替えに伴い設計を行う。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月８日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の登録を受けていること。

イ　実施予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、施設能力10万㎥/日以上の水道施設における監視制御装置の設計業務を受託した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年６月８日㈮　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年６月12日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

(ｲ) 同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

(ｳ) 入札参加資格３(2)アに記載する者であることを証明する書類の写し

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月19日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

(2) 紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ) 紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ) 上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月18日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法

(1) 電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月20日(水)午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成30年６月21日(木)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

7　開札日時　　平成30年６月22日(金)　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年６月１日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第３号
　　工 事 名　　沈澱池スラッジ掻き寄せ機並びにフロキュレータ点検整備工事
⑵　工事場所　　猪名川浄水場及び尼崎浄水場
⑶　工事概要　　猪名川浄水場及び尼崎浄水場の沈澱池に設置しているスラッジ掻き寄せ機（本体）及び駆動装置並びにフロキュレータの水中軸受部（シールエレメント）及び駆動装置の点検整備を行う。

ア　スラッジ掻き寄せ機　　計10台（駆動装置含む。）
イ　フロキュレータ水中軸受　　計９軸（駆動装置含む。）
ウ　スラッジ掻き寄せ機点検整備工　一式
エ　フロキュレータ点検整備工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月29日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）の登録を受けていること。

イ　実施予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同等設備の点検整備を施工した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年６月８日㈮　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年６月12日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月19日㈫まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ)　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ)　上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月18日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1)　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年６月20日(水)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年６月21日(木)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2)　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年６月22日(金)　午前10時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

阪神水道企業団情報公開条例（平成16年条例第１号）第28条の規定により、平成29年度における公文書の開示制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年６月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

公文書公開及び不服申立ての状況

（単位：件）

| 区分 / 実施機関名 | 公文書の公開 | | | | | 不服申立て | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 請求件数 | 処理状況 | | | | 申立て件数 | 処理状況 | | | |
| | | 開示 | 部分開示 | 非開示 | その他 | | 却下 | 棄却 | 容認 | その他 |
| 企業長 | 17 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議長 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年６月13日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第12号
　　工事名　　起重機点検整備工事

⑵　工事場所　　大道取水場、淀川取水場、猪名川浄水場及び尼崎浄水場

⑶　工事概要　　起重機の年次点検、荷重試験及び天井走行クレーンの性能検査を行う。

ア　年次点検工　　11台
イ　荷重試験工　　11台
ウ　性能検査受験　　１台

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月20日㈬まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）の登録を受けていること。

イ　実施予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同等仕様の起重機点検整備を施工した実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成30年６月21日㈭　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成30年６月25日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

㈠　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

㈡　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

㈢　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈣　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成30年７月２日㈪まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成30年７月３日㈫　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）

ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年６月13日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　改送第１，２号
　　工事名　　甲東ポンプ場分析計設置及び甲東ポンプ場分析計取替工事（合併入札）

⑵　工事場所　　篠原量水池、甲山調整池、芦部谷接合井、上ヶ原量水池、本山配水池及び越木岩量水池

⑶　工事概要　　甲山調整池、篠原量水池、芦部谷接合井、上ヶ原量水池に分析計の設置並びに芦部谷接合井、越木岩受水池、本山配水池及び篠原量水池に設置している分析計の取替えを行う。

ア　甲東ポンプ場分析計設置工事

| | | |
|---|---|---|
| ㈠ | 色濁度計の設計及び製作 | ２台 |
| ㈡ | 残留塩素計の設計及び製作 | ３台 |
| ㈢ | 情報設備の設置及び開設 | 一式 |
| ㈣ | 機器据付 | 一式 |
| ㈤ | その他関連工事 | 一式 |

イ　甲東ポンプ場分析計取替工事

| | | |
|---|---|---|
| ㈠ | 分析計の設計及び製作 | ７台 |
| ㈡ | 分析計の撤去及び据付 | ３台 |
| ㈢ | 配管工 | 一式 |
| ㈣ | 配線工 | 一式 |
| ㈤ | 試験調整工 | 一式 |

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成30年12月21日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）の登録を受けていること。

イ　実施予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、上水道施設において仕様書に記すような水質連続分析計の設置及び取替工事の施工した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年６月20日㈬　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年６月22日㈮に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月29日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月28日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年７月２日㈪午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成30年７月３日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年７月４日㈬　午前９時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

---

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札

共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成30年６月13日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委施第16号
　　委託名　　センター設備取替工事設計業務委託

⑵　委託場所　　大道取水場、猪名川浄水場、尼崎浄水場、甲東ポンプ場及び西宮ポンプ場

⑶　委託概要　　受電設備及び導送配水ポンプ運用監視制御装置の取替えに伴い設計を行う。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成31年３月８日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前金払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　なし

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）に該当する上水道及び工業用水道部門の登録を受けていること。

イ　実施予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、施設能力10万㎥/日以上の水道施設における監視制御装置の設計業務を受託した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成30年６月20日㈬　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成30年６月22日㈮に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　入札参加資格３⑵アに記載する者であることを証明する書類の写し

イ　受付期間　　公告日から平成30年６月29日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成30年６月28日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成30年７月２日㈪午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成30年７月３日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成30年７月４日㈬　午前10時00分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664